# 大阪都構想と地方主権

高 寄 昇 三\*

# 1 大阪都構想と市町村主権

「大阪維新の会」のマニフェストでは、「成長戦略を実現し、大阪の景気と雇用を回復します。 その手段、仕組みが『大阪都構想です』」と、最初にかかげている。しかし、考えてみれば奇妙な 話である。地域経済が、行政制度をいじくることで、回復するなど、どうみても、論理の飛躍が ある。

また制度論としては、大阪都は、市町村自治への府県集権主義からの侵害であり、マニフェストは、特別区制度で、「大阪市役所から権限と財源を区に取り戻すこと」であると、強調している。しかし、大阪市を解体して、大阪市の権限と財源の大半を、大阪都が吸収することは、意図的にかくされている。

さらに橋下知事の大阪都構想実現への政治手法は、強権的独善的であり、首長新党「大阪維新の会」を、背景とする、政治戦略は、市町村自治を閉塞させ、地方自治を死滅させるものである。第1に、戦後地方自治は、曲がりなりにも地方自治権の拡充という流れで、改革をすすめてきたが。その改革ベースは、市町村自治の拡充であり、具体的には段階的事務移譲である。今日、政令指定都市・中核市・特例市などの制度は、その結果としての制度化である。

保健所行政・建築基準行政を、府県がいつまでも、保持していれば、都市行政は、その総合性の欠如から、十分な政策的効果があげられない。したがって市町村の規模におうじて、事務事業を移譲していく、戦後、段階的移譲が、改革方向として定着している。

マクロの事務事業配分論でいえば、府県は政府出先機関の事務事業移譲をめざし、市町村は、 府県事務事業の移譲をうけることで、全体として行政効率は、実質的に上昇する。府県は、市町 村への監督業務に、存在価値を求めるのでなく、府県独自の事業拡大に、活路をみいだすべきで ある。

第2に、市町村が、行財政能力を拡充しなければ、行政効率もあがらないし、生活サービスも 確保されない。制度的には府県は、市町村の補完団体であり、政府は府県の補完団体である。

すなわち市町村が、実施可能な事務事業は、市町村が実施し、市町村ができないことを、府県が、補完するシステムを、基本とすべきである。さらに市民サービスのためには、現地総合性の

編集部注\* 甲南大学名誉教授、(財)神戸都市問題研究所常務理事 本稿は、2011年7月9日に開催された法学研究所第97回特別研究会の報告原稿に、加筆修正したものである。

機能が、発揮されなければならない。

生活保護行政でも、給付金を銀行口座に、振り込めばよいのではない。生活指導・健康管理も ふくめた、総合的対応が求められる。このような対応ができるのは、基礎的自治体である、市町 村であり、そこに可能最大限の権限・財源・事業を、付与するシステムが、地方自治の原則であ る。

第3に、戦前はもちろん、戦後も中央政府は、府県をつうじて、市町村を指導・監督する、府 県経由方式を重用してきた。結果として府県が、市町村への補助金・交付税・地方債などの、認 可・配分・交付決定権を、代行している。

そのため市町村は、独自の行政施策の展開ができないだけでなく、府県の方針に逆らっては、 日常的な行財政運営にすら、支障をきたしかねない。財源だけでなく、人事も中央官僚が、府県 に天下りし、府県職員が、市町村に天下りしていく、システムが慣例化している。

アメリカでは、地方自治体の幹部職員は、一般公募が原則であり、地方債も市場公募が一般的である。日本の地方自治は、政府→府県→市町村という、系列的統制自治であり、これらの歪みは、最終的には市町村、そして住民に転嫁されている。

要するにこのような悪しき風習を淘汰し、活力ある地方自治をうみだすには、市町村自治の拡充を、地方制度改革の最優先課題とすべきである。政令指定都市は、段階的事務事業によって、 少なくとも府県支配からは、制度的保障で免れている。

第4に、大阪都構想は、大阪市という政令指定都市を、府という上位団体へ、吸収する改革であり、市町村優先の原則に、逆行する改革である。特別区になれば、正面切って、大阪府政に反対する、自治体は消滅してしまう。

今日、政令指定都市でない市町村は、財政運営で府の指導・監督を、受けなければならないし、 豊中・吹田市といった都市自治体でも、小学校教員の人事権を、有していない。自治の精神から みて、信じられない現実である。

日本の地方行政は、地方自治の精神にそって、行財政が制度化され、運営されているといえるであろうか。基本的には府県集権主義が、支配しており、府県の、府県のための、府県による地方行政が、実質的には主流となっている。

大阪都構想は、このような府県集権主義でもって、政令指定都市をも抹殺する、危険思想である。橋下知事に求められるのは、府県集権支配を、自己改革で淘汰し、政府にも中央支配のシステムを廃止し、大阪府は、府県経由方式という、時代錯誤的統治システムを、淘汰する実績を、示すことである。

その意味で、橋下知事は、小学校教員人事権の市町村への移管を提唱しているが、即時断行すべきで、君が代問題にかかずらっている状況ではない。

#### 2 戦略なき大阪経済復興ビジョン

橋下知事は、大阪都構想創設の最大理由として、大阪経済の再生をあげている。橋下知事は、

大阪丸が、このままでは、大阪経済は、沈没してしまうと、危機感を煽っている。

大阪市の世帯当り年収が、東京23区の最低限に近い水準にあると、自虐的に強調しているが、東京23区と大阪市の地理的要素を、無視した比較である。23区の面積は、大阪市の3倍以上ある。大阪市の高所得者層は、阪神間に居住しているだけである。大阪都市圏と23区を比較すれば、それほど低い水準ではない。

「大阪維新の会」のマニフェストは、「大阪都に広域行政を一元化、府市の二重行政を徹底的に 排除したうえで、都市基盤、産業基盤の整備をすすめます」と、経済戦略をしめしているが、大 阪府版 "列島改造" ではないか。

経済戦略は、知的産業が、主流であり、基盤整備で培養され、成長するものでなく、基本的に 方針が誤っており、そのため巨額の公共投資というのは、公共デベロッパー失敗の二の舞ではな いか。

しかも大阪都構想の根拠というべき、広域行政・一元行政などは、現実の行政から遊離した、 実態のない観念論であり、"為にする論拠"である。大阪都構想は、橋下知事が、大阪市をも傘下 におき、大阪府の独善的統治を、貫徹させたいという、短絡的発想の産物でしかない。制度論と しても、経済戦略論としても、粗雑で実効性がない、強引な論理である。

第1に、都制を導入すれば、経済が回復するという論理は、どうみても政策的根拠は、希薄である。東京の成長は、経済の3次産業化と、東京一極集中のメカニズムの結果である。

橋下知事は、東京都が成長したのは、都制をしき、経済戦略の一元化・効率化を、図っているからと、信じきっている。しかし、大阪経済の再生が、都制で可能となるはずがなく、政策論としては、机上演習的な空論に過ぎない。

また振興策としても、産業基盤整備を、最優先課題としているが、「なにわ筋線」(事業費4,000 億円)、「高速道路淀川左岸線延伸」(事業費3,500億円)という、巨額の事業であり、しかも数分 の時間短縮の効果しかなく、費用効果の分析をするまでもない、無駄な投資である。

むしろ大阪経済振興は、東京一極集中メカニズムに左右されない、大阪固有の産業を、育成することである。技術開発のみでなく、教育・医療・環境・福祉・文化などの分野での、独自の事業化を、成功させることである。

そのためには自治体は、基盤整備よりも、基金・助成金による支援が、より効果的である。も し1,000億円のコンベンション基金があれば、国際会議もより多く、大阪で開催され、関西国際空 港の経営改善にも、寄与するであろう。

橋下知事が、十数回の海外視察でえた、経済戦略が、カジノとテーマパークというのは、如何 にも淋しいビジョンである。

第2に、大阪経済を、立て直すには、大阪都を導入し、司令官は1人にし、大阪都による強力な広域行政・基盤整備を、すすめなければならないという、一種の強迫観念に、とりつかれている。

どうして司令官は、1人でなければならないのか、調整し討議しながら、開発行政は、すすめなければ、大きな誤謬の選択を、なす危険性が高まる。

また一元的行政といっても、過去の開発行政を、すすめるうえで、実際、どのような障害があったのか、具体的指摘はない。大阪府・市ともに、公共デベロッパーとして失敗したが、行政を大阪都に、一元化すれば、行財政システムとして、政策の失敗がなくなる、制度的保障は、どこにもなく、もっと壮大な失敗を、しかねないであろう。

大阪府・市で、公共デベロッパーの事業損失は、すくなくとも1兆円は、こえるであろう。な ぜこのような戦略ミスをしたのか、いまだ総括的検証は、なされていない。ことに行政をチェッ クするべき、府議会・市議会が、まったく機能しなかったのが、重要なポイントである。

大阪府・市の関係より、地方議会改革が、より緊急の改革テーマであるが、橋下知事は、議員 数削減で事足れとしているだけでなく、首長新党による、地方議会の形骸化がすすんでいるのは、 政策形成の最適化からみても、由々しき現象である。

第3に、広域行政というが、実際、どのような広域行政の具体的必要性があるのか。主張するところは、高速道路建設などしかなく、関係団体が相談し、財源負担を決めれば、すむ問題であり、なにも大阪市を、解体しなければならない課題でない。

港湾の広域行政となると、大阪府だけでは、どうにもならない。神戸・大阪港の一元管理など、神戸市・政府との協議が不可欠となる。実際は広域行政の切迫した、行政需要などは、ないに等しいのである。

にもかかわらず橋下知事は、大阪市を消滅しなければ、広域行政はすすまないと、悲憤慷慨している。しかし、環境・福祉・教育・文化行政だけでなく、観光誘致・技術開発・道路整備でも、大阪府ができないものはない。要するに既存の区域・権限・財源だけで、まず政策展開をして、具体的に障害となるものを、列挙する責務がある。イメージだけで提唱し、抽象論だけで相手を攻撃するのは、ポピュリズムの常套手段である。

第4に、大阪都構想の背景には、府知事就任以来、府行政をすすめるうえで、大阪市はなにか と障害となった。水道事業の府市統合も、大阪市の反対で挫折し、開発行政では、制度的に大阪 港をはじめ、市街地再開発事業などは、すべて大阪市の所管である。

橋下知事としては、府知事の威光が、大阪市には及ばないという、面子にかかわる、現実に直面してきた。しかし、大阪市とても、同様であり、何かと大阪府の許認可を、えなければならないという、屈辱をしいられてきた。要するに首長のみでなく、総理すらも、全体的権限をもっておらず、辛抱することが、肝要といえる。

しかし、橋下知事は、それならば大阪市を抹殺し、府に主要事業を吸収する、大阪都構想を秘 策として、打ちだしたのが、本当の意図ではなかろうか。まず手始めに、大阪市を、「ダメ大阪 市」として攻撃する、ポピュリズム特有の手法で、一種の魔女狩りの対象とした。

第5に、行政改革を、しなければならないのは、大阪府も同様であり、大阪都構想がどのよう な結果を、もたらすかということも、配慮していない。

大阪市はともかく、堺市は、大阪都に吸収され、伝統ある堺という、名称すら消滅してしまう恐れすらある。本来、市町村合併でも同様であり、当該、自治体の発意・合意なければ、すすめるべきでない。

まして政府でもない、大阪府が、地域開発をすすめるのに、邪魔になるから、大阪市をつぶすということ自体が、暴挙としかいいようがない。もし政府が、大阪市を特別市にして、大阪府を大阪市・北摂県・堺県に分割・解体すると迫れば、大阪府はすんなりと、同意するであろうか。

橋下知事の大阪都構想は、大阪都方式になれば、経済が回復し、広域行政も、円滑に推進でき、 二重行政廃止で、巨額の財源が節約でき、すべてが順調にいくと、万能薬的効果を期待している。 しかし、現実はまったく反対の結果となる、公算が高い。

憂慮されるのは、今後、10年以上も、大阪都構想をめぐって、政治的バトルがつづき、大阪市長・市議会を、かりに大阪維新の会が制圧し、住民投票で多数決をえても、特別法が、国会を通過する公算は、きわめて薄い。

さらに大阪都構想の実態が、市民に浸透すれば、このような市町村自治を、破壊する構想に、激しい反対運動が、おこってくるであろう。大阪市の特別区の区割り、大阪市の債権・債務の都・区の配分など、きわめて厳しい選別が迫られ、大阪経済の振興どころではない、紛糾がつづき、泥沼の様相を、呈するのではないかと危惧される。

## 3 虚構の大阪都構想

大阪都構想は、なんら具体的内容が、明示されないまま、推進されようとしている。橋下知事は、明治維新をめざした、志士たちは、なんら具体的政府のビジョンを示すことなく、改革を遂行していったと、反論している。

しかし、明治維新は、封建時代の政治変動であるが、大阪維新は、近代民主主義のもとでの制度改革である。具体的内容も、示すことなく、賛否を問うのは、地域民主主義のルール違反である。

かりに政府が、消費税率をあげるにしても、内容を示すことなく、選挙で民意をとうであろうか。橋下知事は、自己の絶大な支持を背景にして、ルール違反を承知で、大阪都構想を、実現しようとしている。

橋下知事は、大阪府議会で、過半数をとれば、委員会を設立し、具体的検討に入ることで、なんら不都合はないとの意見である。政治的優位のもとで、実質的には討議なき委員会をつくり、 民意を代表したという、免罪符をえたという体裁を、繕う意図である。

しかし、そこまでして実現しようとする、大阪都構想なるものは、果たして制度論として、批判に耐えられる、代物であるのか、熟慮・討議すべきである。

第1に、大阪府・市を解体して、大阪都を創設すると、提唱しているが、現在の東京都制以外の大阪都制は、考えられない。大阪市を特別市制にするか、大阪府を分割して、北部は北摂県、南部は堺県とするかであるが、橋下構想にはないであろう。

また特別区でなく、大阪・堺市を分割して、独立の10市程度にするかであるが、これでは市行政は、支離滅裂となり、収拾のつかない混乱状況に、陥るだけである。結局、現行の東京都の亜流である、大阪都制しか、選択肢はない。

第2に、都制方式では、大阪府・市の解体でなく、大阪府による大阪市の吸収である。そもそも東京都制は、戦時体制の強化のため、政府が首都防衛のために、市民をふくめて徹底した、統制的行政を遂行するための産物であり、地方自治を否定する制度であった。

戦後改革で、東京市が復活されるべきであったが、そのまま存続した。大阪都といっても、大阪府は、そっくり存続して、府下市町村の指導・監督行政をしながら、一方で大阪市がやってきた、都市経営をやることになる。

要するに二足の草鞋を、履くことになり、自治体としては、畸形的形態であり、世界の例をみない、変則的制度である。1つの団体が、監督行政・許認可行政と、都市経営・整備という、性格の異なる2つの行政を、こなすことは、至難の業である。

東京に都政なしといわれるように、コンパクトな地域を、経営母体として、総合的に経営していくという形態が、実際の都市行政には、不可欠なのである。道府県で発電事業は別として、水道・交通といった公営企業が、発達してこなかったのは、経費形態として費用効果分析が、難しいからである。

第3に、大阪都構想は、大阪都が広域行政を独占し、特別区は基礎的自治体として、地域行政 に専念するとしている。しかし、広域行政と地域行政は、机上演習では分離できても、実際は密 接不可分なものである。

かりに高速道路建設・市街地再開発にしても、事業サイドの意図と、住民サイドの要求をどう 調整するかである。大阪都になれば、施行者の都と反対住民との対立という、構図になってしま う。大阪市方式のほうが、市政の枠組みのなかで、対立を処理する方式が、適用しやすいであろ う。

第4に、大阪都構想は、広域行政の遂行のみが強調されているが、経済・社会・生活圏が一体性のある、大阪市の分割は、本来の生活サービス行政を、分断・分割することによって、巨額の経費の無駄と、生活不便をもたらすことになる。

区が違えば、目の前のデイケヤーセンターに通えないなど、サービスの不便は、日常茶飯事となる。広域行政といった、抽象的な行政のため、生活行政の不便・非効率性という、具体的被害は、住民には耐え難い苦痛を、もたらすであろう。

#### 4 不完全自治体の特別区

大阪都構想による特別区方式は、地方自治制度としては、優れた制度でなく、むしろ採用されざるべき、悪しき制度である。橋下知事は、大阪市のタウン・ミーティングなどでは、特別区方式の利点を、強調しているが、実証にもとづいた理論でなく、偏見にもとづく、思い込みを、さかんに住民に吹聴している。

第1に、橋下知事は、現在、行政区の区長は、大阪市長のほうをむいて、行政をしているが、 特別区になれば、都民のほうをみて、行政をすると、改革効果をあげている。現在の小規模都市 でも、住民の方をむいて、行政をしているとは、必ずしもいえない。 しかも地方行政は、そんなに単純なものでなく、都制になれば、都の締め付けは、行政区の比でなく、公選区長といえども、都の方をみて、行政をしなければならない。

第2に、大阪市は、基礎自治体として大きすぎ、市民参加がすすまない。しかし、自治体で市民参加が、すすむかどうかは、自治体の規模でなく、情報公開とか、政策決定システムの問題である。

橋下知事が崇拝する、竹原前鹿児島県阿久根市長の行政実態をみても、本当の意味の市民参加がすすんだか、疑問である。むしろ専決処分の乱用で、一種の恐怖政治を醸成し、市政は、混乱をきわめただけである。

260万人の大阪市を、30万人都市に分割しても、実際は行政の体質・センスが、変貌するものでない。橋下知事は、特別区になれば、ワールド・トレード・センターのような、無駄なデベロッパーは、根絶できると利点を、強調している。

しかし、過剰な箱物行政・開発事業の失敗は、全国的には小規模町村でも、枚挙に暇がないほど、無数に存在する。卑近な事例では、青森県大鰐町は、第3セクターの赤字80億円の負債を、町が引き受けざるをえなくなった。平成11年度、人口1.4万人、財政規模68.6億円、町税8.2億円の自治体にとって、あまりにも重い負担である。

かりに特別区が、無駄なデベロッパー事業をしなくても、今度は都が、吸収した大阪市税をもって、より大掛かりな事業を遂行して、失敗をするかも知れない。大阪府が、再度、無謀なプロジェクトを手がけることできない、行財政・政治システムを、安定装置として設置することが、大阪都構想より、緊急かつ重要な改革課題である。

橋下知事は、単純な感性で、物事を判断し、相手を攻撃するが、現実をあまり検証しない。関西空港米軍基地問題・広島知事育児休暇問題など、さらに大阪府庁の咲州移転問題をみても、府議会を強引に説得し、一部移転をさせたが、なぜそこまでいそいでするのか、合理的な説明は、ないままである。関西州の本庁舎として、事前に準備するというのであれば、大阪都は、無用の改革となる。

とにかく自分が、したいことをやりたい、反対するのは、絶大な府民の支持をえている、府知事に反対することで、民主主義が成立しないという論理である。しかし、府民は府知事に、すべてを白紙委任したのではない。政策の実施システム・プロセスが、民主主義の原則を遵守しなければ、政治家として失格である。

第3に、橋下知事は、特別区になれば、現在の5億円程度の区政費が、300億円程度の区政費となり、特別区は行政区より、はるかに充実した行政ができると賛美している。このような特別区 礼替論は、子どもだましの、幼稚なプロパガンダである。

特別区になれば、現在大阪市が分担している、さまざまの行政費、たとえば健康・介護保険、小中学校経費などを、負担することになり、財政規模は膨張しても、実質的な住民サービスは、縮小するだろう。

大阪都構想のもとでの、特別区とは、どのような自治体か、十分に吟味しなければならない。 特別区は、期待されるような自治体ではなく、制度的には町村にも劣る、権限・財源しかない、 不完全自治体である。

第4に、制度的に行政区方式より、特別区方式がすぐれた制度であると、区行政にのみ照準を あて判定している。しかし、大阪市という、経済・社会的に一体的な自治体を、解体して、バラ バラの特別区が、誕生するだけである。

特別区長が公選になり、市民参加がすすんでも、大阪市長・大阪市政がなくなり、区政が、都・区で紛糾し、行政サービスが低下して、市民は、はじめて生活行政の広域一体性のメリットに、気がつくのではないか。

政府間関係と同様に、都・特別区関係と、大阪府・市関係を、比較しなければならない。大阪 市であれば、大阪府の理不尽な要求を、拒否できるが、特別区になれば、大阪都に個別撃破され、 屈服を余儀なくされるであろう。

制度は制度という抽象的内容だけで、判断することなく、政府間関係にみられるように、制度 を運用する、行財政力学の視点からも、分析しなければならない。特別区になれば、大阪市では 考えられなかった、大阪都職員が、特別区に天下りしてきて、特別区に有形無形の圧力をくわえ る、事態になる恐れもある。

まず第1の課題として、財源をみれば、大阪市税の4割が、都税となり、残る35%も、交付金 財源として、大阪都が、特別区への配分をきめる、財源に変質し、特別区財源の固有財源は、25 %程度しかなくなる。具体的には2010年度の大阪市税6,708億円が、都制になったとして、都区で どう財源が配分されるかである。

第1に、大阪府税は、全額が大阪都の財源となり、大阪市税は、都市計画・事業所税800億円 (構成比11.92%)は、大阪都税となる。個人市民税・市町村たばこ消費税1,668億円(構成比24.87%)が、特別区税となる。

第2に、法人市民税・固定資産税・特別土地保有税など、4,240億円(構成比63.21%)は、都が調整財源として課税・徴収し、都・区協議で配分率を決定する。すなわち市税であった地方税の3分の2は、都が主導権をもって、都区で配分する。現在は、都45%(1,908億円)、区55%(2,332億円)で、配分されている。

第3に、重要なことは、特別区交付金として2,332億円は、都が交付金基準をきめて、各区に配分するシステムになっている。すなわち特別区は自主財源としては、特別区税1,668億円しかなく、都税は、2,708億円(40.37%)もあり、残りの交付金財源2,332億円も、交付税と同様に、都が特別区操作の財政システムとして、活用できることである。

交付税のように政府が、配分するのでなく、都という直接の利害団体・監督団体が、配分するのである。そのため配分率・交付基準をめぐって、都・区の紛争が頻発して、特別区制度は、安定的制度とはいえないのである。

第4に、憂慮されるのは、大阪市をかりに7・8区に分割した場合、従来、大阪市という大きな枠組みのなかで、自然的に財政調整がなされていたが、分区となると、富裕・貧困区の発生が、 避けられない。

調整交付金で、形式的数値的調整をされても、財政力格差が10倍もあると、実質的に2倍程度

の格差は発生する。西成区のように、生活保護人員が、区民の4分の1をしめているが、貧困が さらに財政需要を拡大するが、交付金に反映させることはできないであろう。

東京特別区でも、荒川区などでは、区税の2.7倍の調整交付金をうけている。大阪の西成区を、 ふくむ特別区では、もっとも極端な数倍の財政調整交付金の支給が、必要となるが、果たして大 阪都で、東京都なみの財政調整をなす、財源的余裕があるであろうか。

# 5 都市行政の崩壊

第2の課題として、主要権限・事業をみると、多くは、大阪都が掌握し、特別区は、総合的自 治体として、行財政運営ができない事態となる。

第1に、日本の地方制度運用は、中央集権システムと、簡単に定義されているが、実際の市町村行政では、府県集権主義の弊害が、はるかに大きい。すなわち補助金・地方債・交付金など、すべて府県経由方式で処理されている。府県の意向を無視しては、市町村は財政運営をできないシステムになっている。

政令指定都市だけが、財政運営については、府県経由方式の枠外にあり、自主的運営ができる 例外的措置が、採用されている。

第2に、特別区方式になれば、大阪市の港湾・都市計画・水道・交通・下水道などの事業が、 大阪都に移管されるだけでなく、大規模・中核的施設の多くが、大阪都の運営となる。

「大阪維新の会」のマニフェストでは、中核市(東大阪市・高槻市)並みの権限と、財源とをあたえるとしているが、固定資産税の課税権すらない、特別区にそのような大きな権限・財源が、付与できるはずがない。

またマニフェストでは、「国民健康保険、介護保険、生活保護などのセーフティーネットは、広域(都)が担い」としているが、制度上、実現不可能である。現行制度では、これら事務事業は、基礎的団体の責務となっている。

実現できないマニフェストを、かかげて特別区の不安を除去したい、気持ちはわかるが、もし 実現しても、これでは特別区は、することがなにもない、空虚な自治体となる。

第3に、橋下知事は、特別区になれば、行政区とことなり、住民の要望は、即座の特別区で解決されると、その制度的メリットを強調しているが、実際、特別区になれば、住民要求の多くは、都へいかなければ、なんら解決しない。

要するに特別区へ陳情しても、多くが都の事業であり、再度、大阪都への陳情となる。地下鉄のエスカレータ設置、病院の産婦人科拡充、幹線道路の緑化、水道・下水道の料金問題、小学校教員配置など、生活に密着した行政サービスが、実際は広域行政の名目で、大阪都が、吸い上げてしまっているからである。

第4に、特別区は、都市行政としての総合的機能が、不十分であり、多くの行政施策が、不完全な処理しかできない。たとえば防災でも、都と区に分断される。避難所は区としても、防潮堤は都という、分離状況になる。

健康管理でも、健康診断は区でも、医療行為は都となる。道路でも幹線道路は都であるが、細 街路は区の管理となる。大阪市方式であれば、これらの行政は、市の総合行政の枠組みで、対応 できる。

特別区長の公選・市民参加といった、市民感覚の琴線にふれる、点のみが強調されている、生活行政の分断・低下といった、より切実な問題は、デメリットとしては、あげられていない。

大阪都構想の偏頗性は、このような専門的な点のみでなく、随所にみられるのである。委員会で審議するといっても、構想の段階での対応をみても、討議そのものが、信用できない経過をたどっている。

第5に、公営企業の経営でも、都管理のように広域化すると、サービスとしては、広範に供給できるが、経営戦略は散漫になる。地下鉄でも郊外へ延伸すれば、経営赤字がふくらむし、地下鉄敷設による、固定資産税増収効果も、経営補填財源となるが、市税のようにストレートには、寄与しない。中二階の府県は、事業者としての姿勢がつよく、経営者としての感覚はよわい。

また大阪府は、泉北ニューウタウンを造成したが、宅地開発要綱を適用しなかった。開発プロジェクトを、市町村・特別区の事情も、事前に考慮しない欠点が、露呈したといえる。やはり地域開発であっても、事業遂行だけでなく、トータルとしての費用効果を考える、習性は都市自治体の方が、長けているといえよう。

# 6 橋下ポピュリズムと地域民主主義の危機

大阪都構想について、懸念されることは、討議なき政治手法で、事実が先行していくのではないかということである。要するに先に結論があって、橋下知事の強権的政治力を背景に、大阪府に都合のよい制度が、つくりだされるという危惧である。

第1に、橋下知事の個人的な大衆迎合・煽動型政治手法で、高い支持率を確保している現実である。橋下知事は、自分は高い支持をうけているから、自分の施策は、強引でも推進する責務があるとの、先入観を保持している。

しかし、府民は、橋下知事にすべての施策を、全面委任したのでない。個別に市民討議をなす 責務がある。また高い支持率は、必ずしも民意を、代表しているといえない。現代民主主義の罠 ともいうべき、討議なき世論形成による、支持ともいえる。したがって高い支持を奇貨として、 施策を遮二無二にすすめるのは、危険である。

すなわち一般大衆の感性に訴える世論と、市民的討議という濾過装置をへて形成される輿論は 異なる。多くの公共デベロッパー事業は、市民的討議を抜きにして、地域開発ブームという、世 論を背景にして、建設がおしすすめられ、巨額の赤字に喘いでいる

小泉劇場型民主主義をみても、はたして民意を代表したのでなく、マスメディアによる演出シ ナリオの産物であった。民主党政権にしても、政権交代という期待感と、マニフェストによる世 論への迎合によって、成立したのである。

したがって選挙で勝利したから、すべて政権保持者が信任され、なんでも独断で実施しても免

責されるとはいえない。したがって政権にあるものは、謙虚に少数派と、討議するという、民主 主義の原則に、忠実でなければならない。

第2に、ポピュリズムの一般的手法は、攻撃する仮想敵国を設定して、期待感の醸成・閉塞感の打破を、試みる手法である。橋下知事をみても、無能の地方議会・クソ教育委員会・ダメ大阪市などで、このような攻撃対象を、設定することで、自己の行政的欠点を、隠すことにも成功する。

「大阪維新の会」のマニフェストでは、「橋下府政が断行した改革手法で大阪市役所の役人天国 体質を徹底的に見直していきます」と、公言している。しかし、橋下改革は、大阪府財政の減量 経営をやっただけ、これは大阪市もすでに、より速いペースで実施中であり、大阪府にとやかく いわれる、課題ではない。

大阪府政改革にしても、給与を減量化しただけで、給与体系の構造改革をなしたといえない。 大阪府議会も、定数削減をしただけで、府議会の体質改善に、成功したわけでない。政務調査費 の会計報告だけでなく、活動実績報告書作成を義務づけ、府民審査を受けるといった、改革成果 はない。

極言すれば、減量経費は、もっとも幼稚で初歩的な改革で、多くの自治体でやっていることに、 マスコミも橋下知事も、気付いていない。

個別事業実績・構想ビジョンに、幻惑されず、改革の本質がどこにあるか、マスコミ・府民が、 醒めた政策感覚で、判断しなければ、大きな選択ミスを、犯す恐れがある。

第3に、マスメディアの活用である。橋下府政だけが、減量経営に努力しているのではない。 しかし、「大阪府職員は、破産会社のサラリーマン」「反対する職員は、大阪府を去れ」など、過 激な言動に幻惑され、マスコミは、橋下知事を類い稀なコストカッターとしての名声を、つくり だした。

これらの減量措置は、財政分析からみれば、大阪府財政は、数年まえから財政再建の回復基調 にあり、ハード・ランディングをする、必要はなかった。マスコミの過剰な報道と、橋下知事の キャラクターによって、合成された虚像である。

第4に、虚偽の情報による、世論誘導の政治戦略である。「大阪維新の会」は、大阪府・市による二重行政で、7,000億円のムダが発生していると、都制の財政効果を宣伝しているが、その積算根拠は、一切公表されていない。

大阪市立大学は、大阪府立大学があるので、行政のムダという積算方式である。市民の行政ニーズがあれば、大阪府・市で同類の施設があっても、二重行政のムダとはいえない。

また大阪維新の会のマニフェストは、東京都制方式と大阪府・市方式の1人当り行政コストを 比較し、東京都方式では、1人当り11万7,807円の差があり、大阪市人口260万人とすると、3,063 億円の差が発生し、二重行政の7,000億円と、合算すると1兆円以上の経費削減が、見込まれると 試算している。

しかし、筆者の試算では、大阪府・市方式の方が、1人当り6万5,960円すくなく、1,750億円の低コストである。「大阪維新の会」の試算は、東京都の行政コスト全体を、23区に負担させ、大

阪府・市方式も、大阪府の行政コスト全額を、大阪市負担としている。

しかし、それぞれ23区・大阪市分のみとすべきで、結果として23区人口は、東京都の70%、大阪市の人口は大阪府の31%しかなく、この差がコスト算定を、狂わせている。このような杜撰な試算を、意図的でないにしても、公党である「大阪維新の会」がなすのは、問題である。

これまでの「大阪維新の会」の政治戦略は、誤った数値であっても、マスメディアに追求されることはない、極端な数値であればあるほど、府民へのアピールは大きいので、実効性のある手法として、活用している。

しかもマスコミも、これら数値を十分に検証することなく、報道することで、市民に誤った期 待感を、大阪都構想に、抱かせることに誘導しているといえる。

かつて高度成長期、自治体は、地域開発によって、市民所得が向上し、ばら色の未来がくるとして、市民の支持をとりつけたが、現実は、その事業破綻によって、赤字だけが残った。

ポピュリズムは、政策科学にもとづく、施策・事業の費用効果分析が、きわめて貧困であるだけでなく、意図的に大衆を誘導する、情報操作を駆使することで、政治勢力を拡大することを狙っていることである。

# 7 橋下強権的政治と市町村主権への脅威

橋下知事は、府知事という強力な行財政権限を、高い政治的支持を背景に、強権的手法で、府下市町村を圧迫し、反対勢力を駆逐しつつある。

第1に、首長新党「大阪維新の会」の設立である。知事が地域政党を立ち上げ、政治活動をすることを、法律が禁止していない。しかし、知事が特定政党を支援し、その政治力を背景に、行政をすると、政治と行政の区分が、不可能となる。

しかも橋下知事は、府政に反対する市町村長には、選挙で対立候補を擁立し、その首長を政治 的敗北に、追い込むと明言し、実際、吹田市では、現職市長を「大阪維新の会」の候補者が、選 挙で破り、実践している。

このような政治戦略が、罷りとおると、橋下知事が、提唱する中学学校給食でも、市町村は、 反対できなくなる。高速道路でも空港支援でも、討議なきまま賛成論が、浸透してしまう。

第2に、橋下知事は、府庁舎移転などで、議会勢力の3分の2確保が、達成できず、苦杯を喫 した。そのため「大阪維新の会」の議員を選挙で支援し、府議会での過半数を、確保した。

首長新党が、過半数をとったので、討議による議会、議会による行政監視は、制度的に形骸化 し、運営的に機能不全になった。

さらに橋下知事は、地方行政においても、議員を副知事などに任命できる、議員内閣制への制度改革を、政府に提案している。このような首長による地方行政における、二元主義の否定がつづくと、つよい大統領制による、現行地方制度を、改正しなければ、強権的首長の暴走を、阻止することは、制度的にますます困難になる。

第3に、首長の評価は、その行政実績によって判断すべきで、漠然とした期待感やその言動と

いった印象で、決定すべきではない。橋下知事の行政実績は、市民が抱く好感度と比べて、きわめて乏しいものである。

それは革新自治体と、比較すれば、歴然としている。基本理念として、自治体は福祉・環境・教育・防災など、市場メカニズムでは期待できない、分野での行政施策が、基本であるが、橋下知事の施策は、経済優先の施策が主流である。

この点、革新自治体は、公害協定・条例、高齢者健康保険無料化、法人超過課税方式と、市民 生活をベースにした、政策実績をつみあげていった。政府の経済優先・開発至上主義と対決して、 中央集権から地方分権へのコペルニスク的転換を実現させた。橋下府政には、このような地方自 治への熱い思い、市民福祉への思い入れは、感じられない。

経済振興・成長には、経済優先施策が、もっとも有効と考えられるが、かって革新自治体は、 公害自動車を激しく追求し、低公害車への技術転換を迫った。結果として、日本製の低公害車が、 アメリカを席捲する、素地をつくることになった。

今日でも環境行政で、大阪府が、福祉・環境行政の追求で、大阪経済が復権する、歴史的ストーリーは、決して死滅していないのである。

第4に、橋下府政・「大阪維新の会」がめざす、政治勢力を背景とする、市町村支配にどう対応するか。政治的には橋下知事の強烈な個性による、政治的旋風が、通り過ぎるのをまつか、橋下知事への府民の信奉性は、いずれ飽きるのをまつかである。

しかし、大阪都構想など、つぎからつぎへと、争点を打ちだす、政治戦略は、巧妙であり、政 治潮流がかわる、潮目をまつという、消極的戦法では、橋下知事の圧力に市町村は、押しつぶさ れてしまう、憂き目をみるであろう。

地域新党による地方行財政・地方政治における支配が確立されると、地域民主主義の脅威として、自治体・市民は、その対応策を真剣に考え、実践しなければならない。府知事という、市町村を、指導・監督する権力者が、その立場を利用して、自己の政治的勢力の拡大、行政支配の独裁化を図っていく、ポピュリズム的政治は、なんとしても阻止しなければならない。

自治体改革・議会改革・市民改革をふくめた、地域民主主義の再編成をめざし、反対勢力が、 橋下府政以上の改革イメージを、実績でつくりだすことである。

最終的には、政治改革によって、橋下府政の弱点である、政策性の貧困を追求し、議会の牽制機能に、多くを期待できないようでは、市民自治の原点に、回帰するしかない。それは自治体経営の民主化(情報公開)、政策決定システムの科学化(費用効果分析)であり、これら改革の成果にもとづく、住民投票の導入しかない。

住民投票は、ポピュリズムも、のぞむところであるが、討議ある住民投票をめざして、諮問的住民投票(advisory referendum)から、本来の決定権ある、住民投票への移行という、プロセスをたどることである。

暴走首長を阻止するには、危険な賭けとなるが、最後の手段として、導入せざるを得ない。大阪都構想は、大阪府・市の権限争いに、矮小化することなく、戦後、地方自治・地域民主主義の試練として、府民は自己の問題として、真剣に対応しなければならない。

## 参考文献

高寄昇三『政令指定都市がめざすもの』公人の友社 2009

高寄昇三『大阪都構想と橋下政治の検証』公人の友社 2010

高寄昇三『虚構・大阪都構想への反論』公人の友社 2010

高寄昇三『大阪市存続・大阪都構想粉砕の戦略』公人の友社 2011

高寄昇三『翼賛議会型政治・地方民主主義への脅威』公人の友社 2011